

令和5年度給与改定（第1回）小委員会交渉

① 日 時 令和5年11月21日（火）14時42分～14時55分

② 場 所 東京区政会館20階203会議室

③ 出席者

（当局）山田総務部長会会長（新宿）、中田総務部長会副会長（練馬）、
松野総務部長会副会長（足立）、小林人事企画部長、林調査課長、
新井勤労課長

（組合）石澤副執行委員長、中條副執行委員長、籠谷書記長、
西寫賃金対策担当部長、東矢組織担当部長、小宮山教育宣伝担当部長

④ 発言要旨

〈当局〉

それでは、私から申し上げます。

はじめに、本年の給与改定及び給与改定関連項目について、私どもの最終的な考え方及び検討結果を申し上げます。

まず、本年の給与改定について申し上げます。

本年の人事委員会勧告の取扱いについては、勧告制度の趣旨を踏まえるとともに、特別区の置かれた厳しい諸状況、国や他団体、民間の動向、そして、職務に精励する職員の適正な給与・勤務条件の確保といった観点も勘案して、区民の理解と納得が得られるよう、区政全般の観点から、今なお、慎重に検討を重ねておりますので、結果については、この後の団体交渉で提示させていただきます。

次に、給与改定関連項目について申し上げます。

まず、業務職給料表について申し上げます。

業務職給料表については、その取扱いについて、昨年度の交渉結果はもとより、本年の人事委員会勧告の内容やその取扱い、国の動向等を踏まえ、引き続き、慎重に検討を重ねております。こちらについても、現在、検討の最終局面にありますので、この後の団体交渉で提示させていただきます。

次に、行政系人事制度について申し上げます。

皆さんからは、職層構成比の適正化に向けた具体的な要求をいただいておりますが、先の団体交渉において申し上げたとおり、各区における職層構成比の適正化に向けた取組の現状を分析し、必要な対応について慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、担当技能長について申し上げます。

皆さんからは、担当技能長の設置・拡大の要求をいただいております。

担当技能長の設置については、平成29年に皆さんと合意した技能・業務系人事制度改正の趣旨や職の設置基準等を踏まえ、各区の実情に応じ適切な運用がなされるものと認識しておりますが、全ての区における設置には至っていない状況であります。

先の団体交渉で申し上げたとおり、このことについて、引き続き、皆さんと丁寧に協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、会計年度任用職員に係る給与の取扱いについて申し上げます。

まず、会計年度任用職員に係る勤勉手当については、支給対象を、総務省通知や期末手当との均衡を踏まえたものとした場合の課題等について、今なお、慎重に検討を重ねております。

続いて、会計年度任用職員に係る給与の改定時期については、実施時期を常勤職員に準じることとする会計年度任用職員の範囲を、総務省通知を踏まえたものとした場合の課題等について、今なお、慎重に検討を重ねております。

また、皆さんからは、勤勉手当が支給されない会計年度任用職員について、期末手当を引き上げて支給すべきとの要求をいただいております。会計年度任用職員に係る期末手当の支給月数は、平成30年の妥結内容に基づき、定年前の常勤職員と同様としているところです。皆さん方の要求と平成30年の妥結内容を照らし合わせ、慎重に検討を重ねております。

その他、皆さんの要求事項については、私どもの考え方を先ほどの専門委員会交渉で提示させていただいたところです。内容は、お手元にお配りしたとおりです。

その他の給与改定諸項目については、別紙のとおりといたします。

以上が本年の給与改定に係る私どもの考え方であり、区政を取り巻く環境が極めて厳しい中、これまでの皆さんとの協議を踏まえ、慎重に検討を重ねた結論ですので、ご理解をいただきたいと思います。

以上の内容について、後ほど、団体交渉を持ちたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

〈特区連〉

先ほど皆さん方から示された「最終的な考え方及び検討結果」について申し上げます。

皆さん方は「最終的」としてありますが、この内容では、到底納得できるものではありません。

まず、人事委員会勧告の取扱い等についてです。

皆さん方は、「特別区の置かれた厳しい諸状況、国や他団体、民間の動向、そして、職務に精励する職員の適正な給与・勤務条件の確保といった観点も勘案して、区民の

理解と納得が得られるよう区政全般の観点から、今なお、慎重に検討を重ねております」としております。しかし、特別区職員の月例給は、区長会も「遺憾」とした2019年のマイナス勧告実施によって、民間、国、他団体と比べて不当に引き下げられ、ラスパイレス指数は全自治体平均を下回る98.8まで低下しています。

人事委員会は、公民比較方法の見直しを行わないばかりか、公民比較の対象から現給保障者を除外する「特例的な措置」を、今回の勧告でも「一時的」としています。「特例的な措置」を執らない場合、政令市で最低の賃金水準に至ることとなり、「均衡の原則」から逸脱することになります。昨年から続く物価高騰により、実質賃金が引き下がる状況は、誰も納得できるものではありません。区長会は、物価高騰に見合った引上げを、全ての職員に行うことを、直ちに決断すべきであります。

併せて、行政系人事制度の改正により、大幅な賃金水準の引下げとなっていることから、人事委員会は、人事制度改正の影響が賃金水準の公民比較に影響しないように公民比較方法を改めるべきであり、区長会が、その旨を人事委員会に要請するよう、強く求めるものです。

また、皆さん方からは、業務職給料表について、「本年の人事委員会勧告の内容やその取扱い、国の動向等を踏まえ、引き続き、慎重に検討してまいりたい」との発言がありました。

技能・業務系職員の給与水準については、行政系職員の給与水準と比べて著しく低く抑えられている上に、行政系人事制度の改正に伴う「職員構成等の一過性の歪み^{ひず}」によって生じた2019年のマイナス勧告を根拠にして引き下げられていることから、少なくとも不当な引下げ分を回復させ、全ての職員に物価上昇分も含めた引上げを、速やかに提示するべきであります。

次に、行政系人事制度についてです。

皆さん方からは、「各区における職層構成比の適正化に向けた取組の現状を分析し、必要な対応について慎重に検討する」との発言がありました。しかし、取組の現状と問題点は、昇任選考の意見交換などの場を通じて浮き彫りになっており、それに基づいて特区連は具体的な要求を提出しております。

人事委員会も「行政系人事・給与制度改正における現状と課題」として、主任職昇任選考（種別A）の受験率の低下や、行政職給料表（一）の2級における高位号給者の増加について意見しています。

2級高位号給者の係長職への昇任を行わなければ、賃金水準は回復しません。2級高位号給者が係長職への昇任を躊躇しないような環境整備が必要と考えます。

特区連は、管理監督職を増やすためにも、2級高位号給者の昇任を促し、係長職を拡大するとともに、それを支える主任層を厚くするための昇任意欲醸成の具体的措置

を、全区で早急に行うことを、重ねて求めるものです。

次に、技能・業務系人事制度についてです。

2017年の確定闘争において、担当技能長職の設置で合意し、2019年の団体交渉においても、「各区での協議が更に進められ、技能長職の拡大が図られるものと考えております」との回答が示されました。そして、今年も、専門委員会交渉の中で、担当技能長の設置・拡大について、労使で検証し、課題の共有化を進めてきたところです。特区連は、2017年の団体交渉での合意内容を踏まえ、改めて、担当技能長の設置・拡大を更に加速することを求めるものです。

次に、会計年度任用職員に係る給与の取扱いについてです。

会計年度任用職員の勤勉手当の支給に伴う課題について慎重に検討とされていますが、他の政令市では、条例改正に向けて提案・妥結がされてきています。速やかに勤勉手当を支給することを決断すべきです。

会計年度任用職員に係る給与の改定時期については、総務省通知の趣旨のとおり、今年度から4月に遡り改定することを求めます。

また、常勤職員は一時金が引き上げられる中、会計年度任用職員のみ、引上げがされないことは「均衡の原則」、「均等待遇の原則」に反する差別的な扱いと言わざるを得ません。昨年の人事委員会の不当な介入・干渉を排除し、区長会は、自主的・主体的な判断で今年度については、会計年度任用職員の期末手当を引き上げるよう強く求めます。

次に、配偶者同行休業に伴う代替職員採用制度の導入についてです。

配偶者同行休業制度が導入されて以降、これまで各区の対応は、常勤職員での代替であったことから、これが原則であり、代替職員採用制度の導入については各区で協議が行われるものと考えて良いか確認を求めます。

最後に、保育教諭の資格の特例措置について、国では期間の延長などが年度内を目途に検討がされていますが、今回の提案されている内容への影響について確認を求めます。

また、今確定闘争で妥結後、保育教諭の資格の特例措置以外に、今回の提案内容に影響が発生した場合には、再度提案がされ協議を行うことになるかと理解して良いか確認を求めます。

私からは以上です。

〈当局〉

皆さんの考え方について、伺いました。

ただいま、皆さんから確認の求めのあった配偶者同行休業に伴う代替職員採用制度の導入についてですが、導入に当たっては、各区が実情に応じ、適切に対応を図って

いくものと認識しております。

次に、保育教諭の資格の特例措置に係る国の動向についてですが、国が論点として
いる「特例措置の延長の是非について」は、私どもの提案内容には特段の影響がない
ものと認識しております。

また、妥結後に、国における検討の結果により、制度内容に影響が生じる場合は、
皆さんと協議してまいりたいと考えております。

最後に、残された時間はわずかではありますが、私どもといたしましては、皆さん
と真摯に協議を進め、時機を失することなく諸課題の解決を図ってまいりたいと考
えておりますので、よろしくお願いいたします。